

第4回水先人の人材確保・育成等に関する検討会

議事次第

1. 日時 平成28年1月13日（水） 14：30～
2. 場所 海事センタービル 2階 201・202会議室
3. 次第
 - (1) 開会挨拶
 - (2) 議事
 - ① 中間とりまとめ骨子案（審議）
 - ② その他

配付資料一覧

資料 1	委員名簿	1
資料 2	中間とりまとめ骨子（案）	2
資料 3	2 枚目免状取得の合理化＜養成課程の見直し案＞	7
資料 4	（一財）海技振興センター提出資料	11
資料 5	（一社）日本船主協会提出資料	15
参考資料	養成支援対象者の現況	16

以 上

水先人の人材確保・育成等に関する検討会 委員名簿
(五十音順、敬称略)

- 赤峯 浩一 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
池谷 義之 全日本海員組国際局長
今津 隼馬 東京海洋大学名誉教授
大泉 勝 日本水先人会連合会副会長 (内海水先区水先人会会長)
太田 秀男 日本内航海運組合総連合会船員対策委員会委員
◎ 落合 誠一 東京大学名誉教授
小野 芳清 (一社) 日本船主協会理事長
門野 英二 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
小島 茂 (一社) 日本船長協会会長
佐々木 功 日本水先人会連合会理事 (伊勢三河湾水先区水先人会会長)
竹口 信和 海技大学校水先教育センター長
西本 哲明 日本水先人会連合会水先業務研究委員会委員長
根本 正昭 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
○ 羽原 敬二 関西大学政策創造学部教授
福永 昭一 日本水先人会連合会会長
前田 耕一 外国船舶協会専務理事
松浦 安洋 日本水先人会連合会理事 (酒田水先区水先人会会長)
渡部 典正 (公社) 日本海難防止協会専務理事

【国土交通省】

- 坂下 広朗 海事局長
佐々木 良 大臣官房審議官 (海事)
高杉 典弘 海事局海技課長
大橋 伴行 海事局総務課次席海技試験官
石田 康典 海事局海技課企画調整官
前田 良平 海事局海技課水先業務調整官
小池慎一郎 港湾局計画課港湾計画審査官 (オブザーバー)
伊丹 潔 海上保安庁交通部安全課長 (オブザーバー)

【(一財) 海技振興センター】

- 伊藤 鎮樹 理事長
山内 一良 常務理事
古田 幸信 常務理事
庄司新太郎 技術・研究部長

(注) 「◎」は座長、「○」は座長代理

「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」中間とりまとめ骨子（案）

1. 対応すべき課題

- (1) 水先人不足等に対応するため、平成 19 年に水先法を改正し、水先制度を抜本的改正（等級別免許制及び養成制度導入等）。
- (2) 抜本的改正後、新制度の改善のため、平成 25 年 6 月、水先レビュー懇談会において、周知・募集等活動の強化、2 級水先人の養成開始等を取りまとめ。
- (3) 依然として、今後 10 年間は大量の水先人の廃業と後継者不足が見込まれる状況。特に、中小水先区及び内海水先区の 1 級水先人の応募者不足が深刻。
- (4) さらに、水先業務の品質の維持向上のための水先人会会則の実効性強化、水先人の責任のあり方の検討が必要とされている。
- (5) 中小及び内海水先区から、フェリーや内航船の船長にとって英語試験がネックとなっていることから見直しの要望あり。

2. 課題への対応

- (1) 全般的対策
 - ① 募集活動の強化
特に、旅客船及び内航貨物関係業界団体等への 1 級水先人の募集活動の強化
 - ② 2 枚目免状の取得支援の強化等
 - ア) 2 枚目免状取得の養成期間の短縮
中小水先区の 2 枚目免状取得に関し、1 級水先人にあっては、現行 3.5 月→約 1 月、2 級水先人にあっては、現行 6.5 月→約〇月。
 - イ) 2 枚目免状取得の養成支援の創設
養成手当月額 〇 万円の支給。
 - ウ) 派遣支援の増加に伴うコスト増の水先料金への反映
 - ③ 水先人会会則の実効性強化
(別紙)

- ④ ITの活用
- ⑤ 廃業年齢の引き上げ
後継者確保難が切迫している水先人会の会則の改正
- ⑥ 英語試験の見直し等
養成支援応募前及び英語の国家試験受験までの間、英語講座の受講費用の支援等を検討してはどうか。

(2) 中小水先区対策

① 現状

直近3年間（平成25年～平成27年）で、39人募集に対し15人の応募しかない状況。他方、苫小牧（36歳（1級））、仙台湾（43歳（1級））、小名浜（47歳（1級））等、地元での募集活動の成果もみられる。

また、平成28年の2級の募集を行った秋田船川及び那覇に応募があった。

② 近隣水先区との連携強化

ア) 大水先区からの派遣支援は、毎年水先人が新たに2枚目免状の取得の必要が生じるため、派遣される水先人の負担並びに水先人会及び日本水先人会連合会のコスト負担が大きいこと等から、まずは、近隣水先区との間で、可能な限り相互に2枚目免状の取得等により、相互支援を実施（北海道では、小樽→留萌・室蘭・釧路（予定）、室蘭→小樽・函館と、2枚目、3枚目免状を取得し、相互支援実施中）。

イ) 近隣水先区の連携だけでは不十分な場合、当該地域で比較的大きな水先区（室蘭、苫小牧、仙台湾、新潟、博多、鹿児島等）が2枚目免状を取得し、支援実施。

ウ) 上記ア)及びイ)の支援でも不十分な場合に、大水先区からの派遣支援を実施。

③ 2級水先人の活用

5万トン未満の船舶が多い水先区においては、2級水先人を積極的に活用。具体の対策は、募集及び派遣支援の実施。

④ 養成支援の上乗せ

中小水先区の養成手当月額25万円に、〇万円を上乗せ（当該対策の実施期間は、とりあえず、平成29年度～平成31年度の3年間）。

(3) 内海水先区対策

① 現状

ア) 過去3年間26人の募集に11人の応募しかない状況。

イ) 内海水先区水先人会による将来予測では、水先人数は、5年後(H32)は138名、10年後(H37)は119名に減少し、5年後は月2隻程度、10年後は月30隻程度の応招不可隻数が発生。

ウ) 内海水先区は、3つの強制水域を有するので、水先人不足は同水域での船舶の運航遅延が生じることとなるため、同水先区の人材確保は喫緊の課題。

② 内海水先区見直し、内海水先区水先人会による中小水先区への派遣支援を他の大水先区が代替すること、内海水先区の養成手当月額25万円に、〇万円を上乗せ(当該対策の実施期間は、とりあえず、平成29年度～平成31年度の3年間)を検討してはどうか。

(4) 今後の検討課題

① 水先人の責任の制限(6月とりまとめ予定)

② 水先引受主体の法人化

③ 水先法上の総トン数の適用の考え方

水先人会会則の実効性強化及び
派遣支援の会則での義務付けに関する考え方について（案）

1. 大臣による処分の実施

水先人会連合会（又は水先人会、以下同じ）が業務停止等を勧告、国土交通大臣が処分を実施としてはどうか。

- （１）水先人に怠慢、業務拙劣、非行等があった場合、水先人会連合会は、水先人に対し、業務停止等の勧告を行う。
- （２）（１）に従わない場合、水先人会連合会は、国土交通大臣に対して業務停止等の処分を要請する。
- （３）国土交通大臣は要請内容を審査の上、水先法第５９条に基づく処分を実施。

2. 後進者教育

- ・水先法第４９条第２項第６号の「水先修業生の修習に関する事項」では、水先人会の実務修習の実施、水先人会や水先人の修習への協力等を想定しており、社会通念上過大な負担を課するものでなければ、水先人の協力義務を会則で定めることは可能。
- ・従わない場合の処分はまず戒告が考えられる。
- ・さらに、処分として業務制限や会員権停止を定めることができる場合について、具体的にどのような場合か検討中。

3. 品質保持

- ・水先法第４９条第２項第７号の「水先人の品位保持に関する事項」では、海難事故を起こした水先人及び業務上の怠慢、非行、品位を損ねる行為を行った水先人に対する指導、再教育等を想定しており、水先品質の保持に関する事項について、会則に定めることは可能。
- ・従わない場合の処分はまず戒告が考えられる。
- ・さらに、処分として業務制限や会員権停止を定めることができる場合について、具体的にどのような場合か検討中。

4. 処分手続等について

- ・業務に支障のある傷病等、安全上の理由の場合に、例えば下記の処分手続が会則上定めうるか、及び処分対象行為の詳細について検討中。
 - a) まず、綱紀委員会等の手続きを経ずに即座に短期（2～3日程度）の業務停止を課す
 - b) a)の処分を守らない場合、綱紀委員会等の手続きを経て、比較的長期（1か月等）の業務停止を課す

5. 派遣支援の義務付け

- ・会則は民主的な手続きを踏んで改正するが、どこまで効力が及ぶのか。改正後の入会者については、会則を知って入会するので、義務付け可能といえる可能性が比較的高いのではないか。いずれにしろ、判例等を踏まえ検討中。
- ・義務付けできた場合であっても、どのような処分が妥当かについては、検討中。

2 枚目免状（中小水先区）取得の合理化

＜水先人養成課程（第三種区分）の見直し【告示・通達案】＞

- 【基本的な考え方】
- ① 中小水先区に固有の知識・技能の習得に限定化を図る。
 - ② 大水先区の免状取得にも適用される現行課程につき、中小水先区に固有の事情を勘案して合理化を図る。
 - ③ 喫緊の課題として中小水先区の免状取得の合理化に特化して措置。
- ※ 中小水先区とは環境が異なる大水先区の免状取得の合理化については、既に習得済の科目内容を除き、慎重な検討が必要。
 ※ 当該科目改正の考え方を、同じく水先人を対象とした進級課程にも適用するには、課程全体の見直しが必要。

凡例：

	全水先区共通
	水先区固有
	全水先区共通・固有混合

必要履修科目	具体的内容	教育時間数						改正理由			
		(現行)			(改正後)						
		1級	2級	3級	1級	2級	3級				
知識の習得を目的とするもの	航海計器	○ 最新の航海機器取扱い（開発状況）		3時間			0時間			水先区固有の内容ではなく、水先業務、水先免許更新講習を通じて習得済	
	航海通信	○ 水先区における適切な通信、連絡手段の使用（港湾及びマーチスとの通信、連絡内容）		3時間			0時間			中小水先区は、習得すべき情報が相対的に少ないため、航海情報にて習得可	
	航海 航海一般	○ 海難事例研究（水先業務関連の海難事故分析及び再発防止策（事例演習））		9時間			0時間			水先区固有の内容ではなく、水先免許更新講習を通じて習得済	
		○ 航海情報	水先区における海難事例研究（水先業務関連の海難事故分析及び再発防止策（事例演習））		27時間			21時間			中小水先区における嚮導中の海難事例の稀少性
			水先区における航行安全に関する法令、行政指導等（海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法）		21時間						
			水先区における水先引受基準								
	水先区における風潮流、潮汐等の気象、海象状況、航行管理（分離通航方式、航行管制）		3時間 30時間 12時間			3時間 6時間 6時間			-		
	水先区における港湾機能（バース配置、航路工事の状況）										
	水先区における交通状況（輻輳状況、航行管制）										
	○ 水路図誌 海図描画	水先区における情報（漁船の漁法・操業、漁具設置の状況）		3時間 30時間 12時間			3時間 6時間 6時間			中小水先区に係る海図の少なさ	
水先区における地理的状況、航行援助施設、航路・泊地、避險線											
法規	○ 国内法令、国際条約の最新の状況		3時間			0時間			水先免許更新講習を通じて習得済、仮に、中小水先区固有の港則法上の特定航法がある場合でも、その内容に鑑み、航海情報にて習得可		
	操船シミュレータ 応用操船	○ 水先実務修習の事前訓練（予習）、フィードバック（復習）		60時間 147時間 264時間			60時間 147時間 264時間			別紙参照	
○ 限界操船		又は									
○ 水先実務の機会が稀少なバースに係る訓練		バース数×5回 バース数×12回 バース数×22回									
技能の習得を目的とするもの	水先関連事業実習	○ タグ実習	タグとのコミュニケーション、タグの操縦性能・運用、水先業務に係る機能・役割・限界、乗組員の役割・就労体制		0.1月（2日）			0.1月（2日）			水先業務を通じて習得済のものを省略し、水先区固有の内容に限定
		○ 代理店実習	入出港手続、荷役手配、本船支援		0.1月（2日）						
	水先実務	○ 当該水先区の水先人に帯同し実務修習（座学で習得した知識を基に、実船上で、水先業務に必要な技能を体得）		1.8月 3.8月 4.8月			1.8月 3.8月 4.8月			別紙参照	
		又は			バース数×3回 バース数×6回 バース数×8回						
修業期間（換算目安：1月＝20日、1日＝6時間）		3.5月 6.5月 8.5月			2.7月 5.5月 7.4月			別紙参照			
		さらに、操船シミュレータ及び水先実務につき、上記のとおり、教育の内容・効果が同等と認められる範囲内で軽減可									

軽減後の修業期間の試算(中小水先区 1級)

派遣 支援	水先区	水先 員数	知識の習得		技能の習得		最短 修業期 間
			座学	操船シミュレータ	水先関連 事業実習	水先実務	
		現行	111時間 (18.5日)	60時間	4日	1.8月	3.5月
支援中	留萌	1人	36時間 (6日)	30時間 (4バース×5回)	2日	1.8月	2.5月
支援中	酒田			15時間 (2バース×5回)	2日	0.15月 (1バース×3回)	0.7月
支援中	尾鷲			7.5時間 (1バース×5回)	2日	1.8月	2.3月
支援中	細島			22.5時間 (3バース×5回)	2日	0.3月 (2バース×3回)	0.9月
支援中	釧路	2人		45時間 (6バース×5回)	2日	1.8月	2.6月
支援中	函館			37.5時間 (5バース×5回)	2日	0.15月 (1バース×3回)	0.9月
支援中	小樽			30時間 (4バース×5回)	2日	1.8月	2.5月
計画中	釜石			7.5時間 (1バース×5回)	2日	1.8月	2.3月
計画中	秋田船川			60時間	2日	0.3月 (2バース×3回)	1.2月
	伏木			60時間	2日	0.15月 (1バース×3回)	1.1月
支援中	七尾			30時間 (4バース×5回)	2日	0.15月 (1バース×3回)	0.8月
	田子の浦			22.5時間 (3バース×5回)	2日	0.15月 (1バース×3回)	0.7月
	舞鶴			30時間 (4バース×5回)	2日	0.15月 (1バース×3回)	0.8月
	境			30時間 (4バース×5回)	2日	0.15月 (1バース×3回)	0.8月
支援可能性	小松島	3人		15時間 (2バース×5回)	2日	0.15月 (1バース×3回)	0.7月
支援中	室蘭			60時間	2日	1.8月	2.7月
	八戸			45時間 (6バース×5回)	2日	1.8月	2.6月
	佐世保			60時間	2日	1.8月	2.7月
支援可能性	長崎			60時間	2日	1.8月	2.7月
支援可能性	鹿児島			37.5時間 (5バース×5回)	2日	1.8月	2.5月
支援可能性	小名浜		4人 以上	52.5時間 (7バース×5回)	2日	1.8月	2.6月
支援可能性	清水			60時間	2日	1.8月	2.7月
支援可能性	島原海湾			60時間	2日	1.8月	2.7月
計画中	那覇			30時間 (4バース×5回)	2日	1.8月	2.5月
	苫小牧	60時間		2日	1.8月	2.7月	
	仙台湾	60時間		2日	1.8月	2.7月	
支援可能性	新潟	60時間		2日	1.8月	2.7月	
支援可能性	和歌山下津	60時間		2日	1.8月	2.7月	
	博多	4人 以上	52.5時間 (7バース×5回)	2日	1.8月	2.6月	
	鹿島		60時間	2日	1.8月	2.7月	

※1 修業期間 (換算目安:1月=20日、1日=6時間、操船シミュレータ1回=1.5時間、水先実務1回=1日)

※2 操船シミュレータ軽減の考え方(別添1参照)

※3 水先実務軽減の考え方(別添2参照)

軽減措置（操船シミュレータ）

水先の対象バース・隻数は、水先区により多種多様であるところ、次のとおり、固有の条件を満たす水先区については、同等の教育内容・効果を担保できるものとして、更に教育時間数を軽減できる。

なお、中小水先区には、水先実績が少なく、修業期間中に、水先実務を十分に履修できないバースがあるため、科目「操船シミュレータ」において、積極的に知識の習得を図る。

[軽減条件]

- ① 直近 1 年間に於いて、複数月にわたる水先実績を有するバース数が 7 以下であること

注) 8 バース以上の水先区では、入港・出港各 5 回以上を実施すると、現行 60 時間以上の教育時間となるため、軽減効果がない。

(参考) 実績バース① 【17 水先区】

釧路	: 6 バース	田子の浦	: 3 バース
函館	: 5 バース	尾鷲	: 1 バース
小樽	: 4 バース	舞鶴	: 4 バース
留萌	: 4 バース	境	: 4 バース
八戸	: 6 バース	小松島	: 2 バース
釜石	: 1 バース	博多	: 7 バース
酒田	: 2 バース	細島	: 3 バース
小名浜	: 7 バース	鹿児島	: 5 バース
七尾	: 4 バース	那覇	: 4 バース

[軽減措置]

- 1 級水先人養成課程 : 実績バース① × 入港・出港各 5 回以上
 2 級水先人養成課程 : 実績バース① × 入港・出港各 12 回以上
 3 級水先人養成課程 : 実績バース① × 入港・出港各 22 回以上

軽減措置（水先実務）

水先人養成課程（複数）における必要履修科目「水先実務」は、水先区固有の事情に即した技能の習得に特化させることで、新規課程と比較して、教育時間数を一律50%まで軽減済（全水先区共通）。

しかし、水先の対象バース・隻数は、水先区により多種多様であるところ、次のとおり、固有の条件を満たす水先区については、同等の教育内容・効果を担保できるものとして、更に教育時間数を軽減できる。

[軽減条件]

- ① 水先員数が2名以下であること
- ② 概ね入港・出港各3回／月以上、修業可能なバース（主として危険物積載船を対象とするものを除く。）が存在すること
- ③ 直近1年間における②バースに係る水先実績が、水先区における実績の6割以上を占めること

注) バース数が多い水先区、バース毎の実績が少ない水先区では、バース毎の回数を基準とした軽減措置に馴染まないため、現行どおり1.8月修業。

(参考) 修業バース② 【10水先区】

函 館：上磯セメント	田子の浦：中央ふ頭
秋田船川：外港岸壁	舞 鶴：関西電力
東北電力	境 : 昭和南岸壁
酒 田：酒田共同火力	小 松 島：赤石岸壁
伏 木：公共ふ頭（新港区）	細 島：公共ふ頭（白浜地区）
七 尾：大田火力発電所	日向製錬所

[軽減措置]

- 1級水先人養成課程：修業バース②×入港・出港各3回以上
- 2級水先人養成課程：修業バース②×入港・出港各6回以上
- 3級水先人養成課程：修業バース②×入港・出港各8回以上

ただし、修業期間中、可能な限り、修業バース②以外に係る修業を優先。

「第3回水先人の確保・育成等に関する検討会」における検討要請について

平成28年1月13日
(一財)海技振興センター

本年10月に開催された「第3回水先人の確保・人材育成等に関する検討会」において、養成支援の重点化、2枚目免状の取得に係る養成支援の実施、派遣の義務付けの3点の提案について海技振興センターに対し検討要請があった。

これらに関し、当センターで検討した結果は、次のとおりである。

1. 養成支援の重点化、2枚目免状取得に係る養成支援

①養成支援の重点化

当センターの総合事業検討委員会の委員の方々のご意見も踏まえつつ、「一級水先人養成支援者の養成手当（現行：月額25万円）について、内海及び中小水先区以外の養成支援者に係る養成手当は減額せずに、内海及び中小水先区の養成支援者に15万円上乗せして月額40万円を支給する」という前提の下で、別紙1のとおり試算した。この前提であれば対応は可能と考える。

②2枚目免状取得に係る養成支援

「派遣（内海への乗入れ対策も含む）のために2枚目免状を取得する者に対し、その取得に係る養成手当（月額25万円）等を支給する」という検討会で示された前提の下で、別紙1のとおり試算した。この前提での対応は可能と考える。

ただし、2枚目免状取得に係る養成手当等の支給を実施するに当たっては、平成19年の取極めとの関係について、国の方でご判断・ご対応をよろしく願いたい。

上記①、②については、実施する期間をとりあえず3年間とし、その後については、施策の効果やその時点での収支見通し等を踏まえ、あらためて見直し・検討を行う枠組みといたしたい。

2. 派遣の義務付け

「二級及び三級水先人養成支援者の養成支援の条件として、当該免許取得後に一級に進級するときに、2枚目免状を取得させ、一定期間派遣を義務付けること」については、別紙2の枠組みであれば、対応可能と考えている。

以上

緊急支援対策に係る所要費用(試算) 別紙1

(単位:万円)

区分	29年度	30年度	31年度	合計
内海・中小区に対する支援重点化	2,295	2,295	2,295	6,885
上乗額 (養成手当月額)	15万円 (40万円)	15万円 (40万円)	15万円 (40万円)	15万円 (40万円)
内海水先人会(9人) 養成手当上乗分	9人×9月×15万=1,215	9人×9月×15万=1,215	9人×9月×15万=1,215	27人 3,645
中小水先人会(8人) 養成手当上乗分	8人×9月×15万=1,080	8人×9月×15万=1,080	8人×9月×15万=1,080	24人 3,240
2枚目免状取得支援	780	1,300	1,430	3,510
養成手当	12人×2月×25万=600	20人×2月×25万=1,000	22人×2月×25万=1,100	54人 2,700
訓練旅費等	12人×1月×15万=180	20人×1月×15万=300	22人×1月×15万=330	54人 810
大阪、関門からの内海への乗入れ対策	975	910	910	2,795
養成手当	15人×2月×25万=750	14人×2月×25万=700	14人×2月×25万=700	43人 2,150
訓練旅費等	15人×1月×15万=225	14人×1月×15万=210	14人×1月×15万=210	43人 645
緊急対策所用額合計(A)	4,050	4,505	4,635	13,190

* 積算の考え方

1. 内海・中小区に対する支援重点化
 - ① 現行の養成手当に15万円上乗せして月額40万円とした。
 - ② 対象人数は、水先人会連合会調べによる28年度～32年度の新規養成人数(廃業者数)の平均人数とした。
2. 2枚目免状取得支援
 - ① 各年の対象者数は、水先人会連合会調べによる中小水先区の派遣必要人数から新規養成人数を減員した人数とした。
 - ② 支援月数は、第二回検討会に国交省から提案された見直し案の1(1.5月と2月)とした。
3. 大阪、関門からの内海への乗入れ対策
 - ① 支援人数は、27年4月現在の大阪湾(94人)と関門(35人)の水先人の1/3の者(43人)が3年間で内海の水先免状を取得するものと仮定した。
 - ② 支援月数は、第二回検討会に国交省から提案された見直し案の1(1.5月と2月)とした。

(参考)

平成 27 年 11 月 16 日
日本水先人会連合会

今後の水先人養成人数（推定値）

1. 新規養成必要人数

※以下の①、②において、次の人数を「養成必要人数」とみなして記載している。

- 28 年度 28 年度 1 級水先人養成支援対象者の募集人数実績値
- 29 年度以降 各年度内に原則として廃業年齢上限（74 歳）を迎える水先人数。ただし、廃業年齢上限に達する前の廃業等を考慮していない。

①内海水先区

養成年度	28	29	30	31	32
人数	10	7	9	9	9

②中小水先区

養成年度	28	29	30	31	32
人数	14	6	5	7	6

2. 中小水先区に対する派遣水先人の養成必要人数

※上記 1. ②に係る新規募集に対する応募者がいないと仮定した場合に養成が必要となると想定される人数を「養成必要人数」とみなして記載している。

養成年度	28	29	30	31	32
人数	10	18	25	29	32

以上

【国からの提案】

2級及び3級水先人養成支援者の養成支援の条件として、当該免許取得後に1級に進級するときに、派遣支援が必要な中小水先区の2枚目免状も取得し、一定期間、中小水先区への派遣支援を義務付けてはどうか。

上記提案について、総合事業検討委員会の弁護士委員の意見等も踏まえ検討した結果、以下のような枠組みであれば対応可能と考える。

1. 前提として、例えば当該水先人が所属する水先人会の会則等で、中小水先区に水先人を派遣することに関する規定が整備されることが必要（民主的手続きを経た会則の改正等）
2. その前提の下で、次の事項について具体的に措置する必要がある。
 - ① 派遣支援義務に従わない水先人に対してセンターがペナルティ（養成手当の一部の返還）を科すことは可能だが、ペナルティがセンターのペナルティのみというのは不適當であり、当該水先人が所属する水先人会の会則等において水先人会としてのペナルティが規定されること。（センターのペナルティはこれと連携し補完するものとの位置づけ）
 - ② センターのペナルティについては、養成手当には学費のほか生活保障に係る部分も含まれていると考えられ、生活保障に係る部分まで返還させることはバランスを欠くので不適當（裁判になったら負ける可能性が大きい。）であり、養成手当の生活保障に係る部分を除く一部分のみの返還に留めること。
 - ③ 派遣命令は、一級水先人になってから3年程度の一定期間の内に発せられるものとし、かつ、派遣期間も2～3年程度以内の一定期間とすること。（そうでないと、一級水先人となった後、水先人が何時派遣命令を受けるのか受けないのか不安定な立場に長期間置かれることとなり、また、派遣期間も明確にしないのは問題である。不適當な契約として訴えられた場合には負ける可能性が大きい。）
3. なお、国からの提案では、一級に進級するときに2枚目免状も取得するとされているが、それでは一級への進級時の負担が大きくなり過ぎるため、一級に進級してから3年程度の期間内に派遣命令を受けて2枚目免状を取得することとしても良いのではないかと考える。
4. 以上の法的関連事項のほか、本年11月に開催された第3回総合事業検討委員会において次のような意見があったので、これらの意見についても今後具体的な検討を行う必要があると考える。
 - ① 派遣について、派遣される者、されない者間で不満が生じないよう公平公正な運用が必要である。
 - ② 二級の派遣でも対応可能な水先区もあるので、この点についても留意してほしい。
 - ③ 二級、三級の新規の養成支援者だけでなく、一級の新規の養成支援者にも派遣支援の条件を付すことを検討してほしい。

内海水先区対策について

一般社団法人 日本船主協会

1. 内海水先区後継者問題

第3回検討会において内海水先人会委員より、現行の人員体制で、水先応召に大きな問題は生じていないとの発言がありましたが、船社からの情報では、2015年以降、内海水先人不足に起因すると思われる本船運航遅延、また遅延に至らずとも時間調整を要請された等の事例が報告されております。

また、2015年3月時点における同水先人会による人数の推移予測(日本水先人会連合会の第1回検討会提出資料)によると、現在の150人の水先人が5年後には138人、10年後には119人に減少し、5年後で2隻/月、10年後で30隻/月の応招不可船が発生すると予想されております。

これまで、内海水先区では不測の時間調整が発生した場合にも柔軟に対応いただけたものが、近い将来には、要員不足による本船の時間調整等で船社の負担が増加、ひいては荷主をはじめ日本経済に大きな影響を及ぼす懸念があります。

一級水先人の主たる供給源となり得る各船社の船員在籍状況より、一級水先人の応募者は更に減少すると見込まれ、ここ7～8年はこうした傾向が顕著であり、同水先人会の廃業予測と合わせると後継者不足は一層深刻化すると思われまます。(平成24年～27年の募集者53人に対して、応募者は25人で、募集者の半数を満たさない状況。)

こうした状況を放置しておく、5年後、10年後には同水先人会の予測以上に事態は悪化し、要員確保や船舶安全、経済運航に重大な支障が生じるものと強い危惧を抱かざるを得ません。

2. 入出港時の安全対策

内海水先区にはエネルギーや資源を輸入しインフラ整備を担う重要な港が多数存在しております。

姫路港等は、当番水先人と嚮導水先人との2名体制で水先業務を実施されていますが、当番水先人以外は毎回当直者が入れ替わるような事例が報告されており、安全上の懸念があります。

また、エネルギー棧橋等の構造的な特殊性がある港では、更なる安全対策のために経験者の継続配置や要員確保、育成の強化を望みます。

当協会として上記について、国土交通省の指導の下、日本水先人会連合会、及び内海水先人会に対し、喫緊の課題への早急な対応を強く要請いたします。

以上

養成支援対象者の現況

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
一級水先人							
一期生 (H19)	五大水先区	東京湾	13	13	13	12	12
		伊勢三河湾	7	10	7	7	7
		大阪湾	8	11	8	7	7
		内海	9	21	9	9	8
		関門	7	14	7	6	5
	その他 (⑩)	釧路	1	3	1	1	1
		留萌	1	1	1	1	1
		仙台湾	1	3	1	1	1
		新潟	1	1	1	1	1
		伏木	1	1	1	1	1
		七尾	1	1	1	1	1
		清水	1	2	1	1	1
		博多	2	5	2	2	2
		細島	1	1	1	1	1
	鹿児島	1	4	1	1	1	
計		55	91	55	52	50	
二期生 (H20)	五大水先区	東京湾	11	12	11	11	11
		伊勢三河湾	7	8	7	7	6
		大阪湾	9	9	9	9	8
		内海	10	11	10	10	9
		関門	5	7	5	5	5
	その他 (⑥)	小樽	1	2	1	1	1
		釜石	1	1	1	1	1
		鹿島	1	1	1	1	1
		田子の浦	1	1	1	1	1
		舞鶴	1	1	1	1	1
		和歌山下津	1	1	1	1	1
小松島	1	1					
計		49	55	48	48	45	
三期生 (H21)	五大水先区	東京湾	9	11	9	9	9
		伊勢三河湾	6	5	6	6	6
		大阪湾	7	12	7	5	5
		内海	11	15	11	11	11
		関門					
	その他 (⑤)	鹿島	1	4	1	1	1
		小松島	1	2	1	1	1
		長崎	1	3	1	1	
		島原海湾	1	2	1	1	1
那覇	1	1	1	1	1		
計		38	55	38	36	35	
四期生 (H22)	五大水先区	東京湾	8	16	8	8	8
		伊勢三河湾	5	7	5	5	5
		大阪湾	4	8	4	4	4
		内海	7	13	7	7	6
		関門					
	その他	苫小牧	1	1	1	1	1
		室蘭	1	2	1	1	1
		鹿島	1	2	1	1	1
		佐世保	1	4	1	1	1
	計		28	53	28	28	27

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
五期生 (H23)	五大水先区	東京湾	7	10	7	7	6
		伊勢三河湾	4	3	4	4	4
		大阪湾	5	6	5	5	5
		内海	8	9	8	7	7
		関門					
	その他 (⑧)	釧路	1	2	1	1	1
		苫小牧	1	2	1	1	1
		函館	1	1	1	1	1
		八戸	1	2	1	1	1
		鹿島	1	1	1	1	1
		尾鷲	1	1	1	1	1
		和歌山下津	1	1	1	1	1
	長崎	1	1	1	1	1	
計			32	39	32	31	30
六期生 (H24)	五大水先区	東京湾	6	6	6	6	6
		伊勢三河湾	4	6	4	4	4
		大阪湾	5	2	3	3	3
		内海	8	3	6	6	4
		関門	1	3	1	1	1
	その他 (⑥)	苫小牧	1	1	1	1	1
		函館	1	1			
		仙台湾	1	2	1	1	1
		小名浜	1		1	1	1
		新潟	1	2	1	1	1
		伏木	1	1	1	1	1
		計		30	27	25	25
	七期生 (H25)	五大水先区	東京湾	4	4	4	4
伊勢三河湾			6	3	3	3	3
大阪湾			5	7	5	5	5
内海			9	5	5	5	5
関門			3	3	3	3	3
その他 (⑦)		苫小牧	2	1	2	2	2
		函館	1	1	1	1	1
		八戸	1				
		仙台湾	1	1	1	1	1
		秋田船川	1				
		鹿児島	1	2	1	1	1
		那覇	1				
計			35	27	25	25	25

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数	
八期生 (新制度) (H26)	五大水先区	東京湾	8	7	7	7	7	
		伊勢三河湾	4	3	3	3	3	
		大阪湾	5	6	5	5	5	
		内海	8	3	4	4	4	
		関門	3	1	1	1	1	
	その他 (⑭)	釧路	1					
		室蘭	1					
		八戸	1	1	1	1	1	
		仙台湾	1	1	1	1	1	
		秋田船川	2					
		小名浜	1					
		鹿島	1	1	1	1	1	
		新潟	1	2	1	1	1	
		七尾	1					
		尾鷲	1					
		和歌山下津	1	1	1	1	1	
		博多	1	1	1	1	1	
細島	1							
那覇	1							
計			43	27	26	26	26	
九期生 (新制度) (H27)	五大水先区	東京湾	8	10	8	8	8	
		伊勢三河湾	6	4	6	6	6	
		大阪湾	4	5	4	4	4	
		内海	9	3	4	4	4	
		関門	5	3	3	3	3	
	その他 (⑬)	釧路	1					
		室蘭	1	1	1	1	1	
		釜石	1					
		秋田船川	2					
		酒田	1					
		小名浜	1	1	1	1	1	
		七尾	2					
		尾鷲	1					
		博多	1	1	1	1	1	
		長崎	1					
		島原海湾	2					
		細島	1					
那覇	1							
計			48	28	28	28	28	

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
十期生 (新制度) (H28)	五大水先区	東京湾	6	5			
		伊勢三河湾	5	3	H28.4	H28.12	H29.1
		大阪湾	4	7			
		内海	10	4			
		関門	5	2			
	その他 (⑩)	釧路	1				
		苫小牧	1				
		釜石	1				
		秋田船川	1				
		酒田	1				
		鹿島	1	1			
		新潟	1	1			
		七尾	1				
		清水	1	1			
		尾鷲	1				
		小松島	1				
		佐世保	1	1			
		長崎	1				
		島原海湾	2				
	細島	2					
那覇	1						
計			48	25			
合 計	五大水先区	東京湾	80	94	73	72	71
		伊勢三河湾	54	52	45	45	44
		大阪湾	56	73	50	47	46
		内海	89	87	64	63	58
		関門	29	33	20	19	18
		五大水先区 計	308	339	252	246	237
	その他	釧路	5	5	2	2	2
		苫小牧	6	5	5	5	5
		室蘭	3	3	2	2	2
		函館	3	3	2	2	2
		小樽	1	2	1	1	1
		留萌	1	1	1	1	1
		八戸	3	3	2	2	2
		釜石	3	1	1	1	1
		仙台湾	4	7	4	4	4
		秋田船川	6				
		酒田	2				
		小名浜	3	1	2	2	2
		鹿島	6	10	5	5	5
		新潟	4	6	3	3	3
		伏木	2	2	2	2	2
		七尾	5	1	1	1	1
		田子の浦	1	1	1	1	1
		清水	2	3	1	1	1
		尾鷲	4	1	1	1	1
		舞鶴	1	1	1	1	1
		和歌山下津	3	3	3	3	3
		境					
		小松島	3	3	1	1	1
		博多	4	7	4	4	4
		佐世保	2	5	1	1	1
		長崎	4	4	2	2	1
		島原海湾	5	2	1	1	1
		細島	5	1	1	1	1
		鹿児島	2	6	2	2	2
那覇	5	1	1	1	1		
その他 計	98	88	53	53	52		
計		406	427	305	299	289	

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数	
二級水先人								
一期生 (新制度) (H25)	五大水先区	東京湾	1	1	1	1	1	
		伊勢三河湾	1	3	1	1	1	
		大阪湾	1		1	1	1	
		内海	1					
		関門	1					
		計	5	4	3	3	3	
二期生 (新制度) (H26)	五大水先区	東京湾	1	3	1	1	1	
		伊勢三河湾	1					
		大阪湾	1		1	1	1	
		内海	1					
		関門	1					
		計	5	3	2	2	2	
三期生 (新制度) (H27)	五大水先区	東京湾	1	2	1			
		伊勢三河湾	1	1	1			
		大阪湾	1	2	1	H29.3	H29.4	
		内海	1	1	1			
		関門	1	1	1			
	その他 (⑥)	釧路	1					
		秋田船川	1	1	1			
		七尾	1					
		小松島	1					
		島原海湾	1					
		計	11	8	7			
合 計	五大水先区	東京湾	3	6	3	2	2	
		伊勢三河湾	3	4	2	1	1	
		大阪湾	3	2	3	2	2	
		内海	3	1	1			
		関門	3	1	1			
			五大水先区 計	15	14	10	5	5
	その他	釧路	1					
		苫小牧						
		室蘭						
		函館						
		小樽						
		留萌						
		八戸						
		釜石						
		仙台湾						
		秋田船川	1	1	1			
		酒田						
		小名浜						
		鹿島						
		新潟						
		伏木						
		七尾	1					
		田子の浦						
		清水						
		尾鷲						
		舞鶴						
		和歌山下津						
		境						
		小松島	1					
		博多						
		佐世保						
		長崎						
島原海湾	1							
細島								
鹿児島								
那覇	1			1				
		その他 計	6	1	2			
		計	21	15	12	5	5	

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
三級水先人							
一期生 (H20)	五大水先区	東京湾	8	39	8	8	7
		伊勢三河湾	4	6	3	3	2
		大阪湾	6	24	6	6	5
		内海	6	8	6	4	4
		関門	1	2	1	1	1
		計	25	79	24	22	19
二期生 (H21)	五大水先区	東京湾	8	13	7	7	6
		伊勢三河湾	6	6	6	6	5
		大阪湾	4	9	3	3	3
		内海	6	9	6	6	5
		関門	1	4	1	1	1
		計	25	41	23	23	20
三期生 (H22)	五大水先区	東京湾	8	10	5	4	4
		伊勢三河湾	5	4	4	3	3
		大阪湾	5	14	4	1	1
		内海	6	7	6	5	5
		関門	1	2	1	1	1
		計	25	37	20	14	14
四期生 (H23)	五大水先区	東京湾	8	9	6	6	6
		伊勢三河湾	5	6	4	3	3
		大阪湾	5	7	5	5	5
		内海	6	4	6	4	4
		関門	1	1	1	1	1
		計	25	27	22	19	19
五期生 (H24)	五大水先区	東京湾	8	3	3	3	3
		伊勢三河湾	5	2	2	2	1
		大阪湾	5	6	4	3	3
		内海	6				
		関門	1	1	1	1	1
		計	25	12	10	9	8

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
六期生 (H25)	五大水先区	東京湾	8	2	2	2	H28.8
		伊勢三河湾	5				
		大阪湾	5				
		内海	6	2	2	2	
		関門	1	1	1	1	
	計	25	5	5	5		
七期生 (新制度) (H26)	五大水先区	東京湾	3	5	3	3	(船員経験者) H28.8
		伊勢三河湾	3	5	3	3	
		大阪湾	2	2	2	2	
		内海	2	3	3	3	(新卒) H30.7
		関門					
	計	10	15	11	11		
八期生 (新制度) (H27)	五大水先区	東京湾	4	6	2		(船員経験者) H29.7
		伊勢三河湾	2	3	2		
		大阪湾	2	3			
		内海	2	5	1		(新卒) H31.7
		関門					
	計	10	17	5			
九期生 (新制度) (H28)	五大水先区	東京湾	3	6	3		(待機中)
		伊勢三河湾	2	2	1		
		大阪湾	2	2	1		
		内海	3	4	2	~H28.6 追加募集	
		関門					
	計	10	14	7			
十期生 (新制度) (H29)	五大水先区	東京湾	3		~H28.7 募集		
		伊勢三河湾	2				
		大阪湾	2		H29.10		
		内海	2				
		関門	1				
	計	10					
合 計	五大水先区	東京湾	61	93	39	33	26
		伊勢三河湾	39	34	25	20	14
		大阪湾	38	67	25	20	17
		内海	45	42	32	24	18
		関門	7	11	6	6	5
	計	190	247	127	103	80	